

令和4年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和4年度 第1回 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和4年6月23日(木) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 2階 厚生棟 研修室
出席者	<p>委員： 羽曳野警察署：上出 哲也  大阪法務局富田林支局：畑山 尚江  藤井寺市校長会：阪上 光浩  藤井寺市学校園PTA連絡協議会：永田 恵美  チーフスクールカウンセラー：伊藤 やよい  チーフスクールソーシャルワーカー：黒田 尚美  藤井寺市民生活部協働人権課：小中 吉樹  藤井寺市いじめ防止対策指導員：奥野 孝二  (順不同・敬称略)</p> <p>事務局： 教育長：濱崎 徹、教育部長：萬田 栄治、教育部理事：寺田 剛、学校教育課主幹：富田 智子</p>
欠席者	<p>委員： 大阪府富田林子ども家庭センター：森 理子  (敬称略)</p>
会議の議題	藤井寺市の取組について 藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取り組みについて 情報交換及び質疑応答
会議の成立	委員9名中、過半数(8名)の出席があり、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

## ○事務局

皆さん こんにちは。只今から、令和4年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の冨田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。

本協議会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は0人です。

次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の連絡協議会の内容の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。

以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 濱崎よりご挨拶をさせていただきます。濱崎教育長、よろしくお願いいたします。

## ○濱崎教育長

藤井寺市教育委員会教育長の濱崎 でございます。

2年半に及ぶコロナ禍の現在、今は第6波もようやく小康状態になったとの事で徐々に日常が取り戻しつつあるのではと思っております。今年こそは新型コロナの影響を受けずにのびのびと教育活動が出来る年になって欲しいと願っております。本日は令和4年度の「いじめ問題対策連絡協議会」の初会合でございます。ご就任を頂きました委員の皆様方には本市の子どもたちが安全で安心して生活が出来ますように、それぞれのお立場から様々なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、いじめにつきましては、文部科学省が令和3年、1年前に発表したのが最新の公表した全国統計になっております。認知件数につきまして過去ずっと連続して増加傾向に有ったのが、コロナの影響で更に令和2年度も増加すると予想されていたのですが、蓋を開けてみると7年ぶりに減少という数値が出てまいりました。それも15%減というようなことで、令和元年度が最高の数値だったのですが、令和2年度については減少の数値が出ております。認知件数の増加につきましては、学校はいじめを見逃さないように積極的にいじめを認知しているという姿勢の表れだと文部科学省、国が認めましたが、何故か令和2年度は減少に転じました。そこには全国一斉休校やコロナ禍の影響で学校での集団生活や行事がだいぶ少なくなり、ストレス蓄積の機会が減ったというような説も有りました。そもそも学校に来ないので発見する機会自体が減っていたので数が出てこなかったという説も有りました。令和3年度の全国統計はまだ出ていませんが、恐らくこの10月頃出ると思います。藤井寺は増加気味になっているという事で今後注意深く見守っていく必要があると思っております。また、東京の町田市の小学校6年生や旭川市の中学校2年生がいじめを訴えて自殺した問題では、学校や教育委員会の対応に多くの批判が有りました。これらの事案からも「いじめ防止の為の基本方針」にもありますように児童・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てが有った時、その時点で学校が「いじめの結果ではない」或いは「重大事態と言えない」と感じていたとしても重大事態が発生したものと報告調査に当たるとい姿勢が大変大事だと思っております。まず、論点のぶれや感情論を排除し、いじめが発見された後に、校長や教育委員会に速やかに共有されたのかどうか、いじめ防止対策推進法22条や28条の組織がきちんと機能したのかを検証することが、町田市や旭川市の事例からも重要だとわか

ります。

本日の協議会につきましては、今後心配される事案に対する各機関の取組なども報告いただきながら、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組等を効果的かつ円滑に推進していく為の情報交換の場として頂きたく思います。

皆様方には忌憚のない意見を賜り、実りのある会議となります事を期待いたしまして、挨拶いたします。

#### ○事務局

ありがとうございました

本日は、今年度の初会合でございますので、委員としてご就任いただきました委員の皆様方に、委嘱状をお渡しさせていただくべきところではございますが、時間的な制約もございますので、誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席に置かせていただいております。ご了承ください。

第1回の開催は本日でございますが、委嘱状のとおり委員の任期は4月1日から1年間となっておりますので、宜しく願い致します。

各座席に配付させていただいております委嘱状をご確認いただきますようお願いいたします。

#### \*\*\*\*\*委嘱状の確認\*\*\*\*\*

不備はございませんでしょうか。万が一、不備がございましたらお申し付けください。

では、次第の3に移らせていただきます。

ご出席いただいております委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

法務局の畑山様からお願いしてよろしいでしょうか。

【以下、順に自己紹介】

それでは次第の4、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨等についてご説明させていただきます。

右上に「資料1 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例」をご覧くださいませでしょうか？

第1条をご覧ください。いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

次に、第2条をご覧ください。本協議会はいじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、取組みを効果的かつ、円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとなっております。

資料2は藤井寺市いじめ防止基本方針です。この方針に基づき、各校でもいじめ防止基本方針を策定しております。

第3条をご覧ください。次に掲げる委員9人以内で組織しております。

最後に、第4条をご覧ください。委員の任期は1年となっておりますので宜しくお願いいたします。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として本協議会とは別に「藤井寺市立学校いじめ問題専門員会」も設置しております。

「資料3 藤井寺市立学校いじめ問題専門員会条例」をご覧くださいませでしょうか？

専門委員会は、ご覧いただいている第2条に掲げているように学校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関する事、重大事態に関する事、いじめに関する適切な措置に関する事、その他、委員会がいじめについて必要と認める事について、調査審議することとなっております。

令和2年度に、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定されている重大事態についての調査を行う上で必要な事項を何点か改正しています。まず1つ目は、いじめ問題専門委員会で調査を行うことになった場合における、委員の第三者性の担保です。第3条にある委員組織の事項について、今まで藤井寺市立小学校又は中学校の代表者、いわゆる校長が入っていたのを除きました。それにより、調査結果に対してより公平性・中立性を確保することで、被害児童生徒や保護者の立場に立った調査が行われることが期待できます。2つ目のポイントは、第6条にありますように重大事態に係る事実関係の調査に当たり、委員会に調査員を置くことが可能としたものです。3つ目のポイントは、調査業務に係る報酬を定めています。その他、第8条には会議の非公開について、さらに第11条には守秘義務について明記しました。

このように本協議会ではいじめ問題についての情報交換及び、連絡調整を、専門委員会では重大事態等も含めた事案や防止対策について調査審議する組織体制をとっております。

学校においては、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員がアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。本日いただいたご意見をもとに今後の取組にいかせるよう各学校に伝えていきたいと考えております。

それでは、次第の5、会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条」に規定されておりますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるとなっております。

どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○事務局

では事務局から提案させていただきます。会長に奥野委員を、副会長に阪上委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

異議なし(拍手にて賛同)

ご異議が無いようですので、奥野委員を会長に、阪上委員を副会長として決定いたします。それでは、奥野会長、阪上副会長は座席の移動をお願いいたします。

【奥野会長、阪上副会長は座席移動】

ここからは、司会を会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

本協議会の会長を務めさせていただきます奥野でございます。よろしく願いいたします。

連絡協議会条例第2条にありますように、本協議会が担う事務を皆様と共に協議・情報交換を図りながら、いじめ問題等の克服に取り組んで参りたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしく願いいたします。

では、次第の6に移ります。「藤井寺市の取り組みについて」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止対策」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小・中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ145回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、学校の支援を行っております。

スクールカウンセラーは昨年度、中学校には週に1回程度、小学校には学期に1回程度派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対してカウンセリングを行う等して、相談体制の強化を図ってまいりました。さらに今年度は、

小学校へ年間48回の派遣が可能となり、藤井寺小学校と道明寺小学校に重点配置し、例年より小学校への支援を強化しております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。今年度はいじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的にコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につながっていくものと期待しております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のCSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組みについて報告とさせていただきます。

## ○会長

有難うございました。

ただいま説明頂きました内容について、ご質問等はありませんか。

(質問・問合せ等無し)

では、次第の7に移ります「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組みについて」を、事務局から報告・説明をお願いします。

## ○事務局

まず、現在の藤井寺市立学校のいじめ事案の状況についてご説明いたします。本市では、いじめの積極的な認知とともに組織対応による早期解決の取組みを行うよう各校に指導しております。いじめ認知の件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりえることと捉えております。

資料4をご覧ください。いじめの認知件数は令和2年度から令和3年度、小学校・中学校ともに増加しましたが、例年、府や国と比べて認知件数が低い傾向が見られ、学校間でも差があります。いじめの定義を再度共有していただき、些細なトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、いじめとして認知できているかの確認をしていきます。

また、積極的に認知できるように、アンケートや教育相談などのやり方も工夫できる点があるか、再点検を各学校に依頼しております。

いじめ発見のきっかけは、小学校中学校ともに「本人・保護者からの訴え」が多くあります。

いじめの態様として、多いものに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつ

かられる、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」等があります。担任の先生をはじめ、そういう場面を確認したときに早期対応できる体制を整えてまいります。

また、小学校中学校ともに、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」等の事案がこの2年間で増加傾向にあります。家庭と連携し、SNSの使い方等の指導を強化していきます。

次に、各学校でのいじめ防止のための取組みについてご説明いたします。各学校では少しでもいじめを早期に発見し、未然防止につなげていくため、「いじめアンケート」を全児童生徒対象に、各学期に1回実施しております。

アンケートの実施後、教職員は内容を精査し、教育相談や児童生徒の置かれている状況の把握等を行い、いじめの発見に努めています。

いじめが認められた場合は、緊急に校内のいじめ対策委員会を開催し、正確な状況把握、心のケア、関係の改善を行いながら事案の解決に努めています。

その際、SC、SSWとの連携も積極的に図るよう各校へ指導しています。

また、いじめの未然防止の観点から、各校において児童生徒の心の育成に取り組んでおります。道徳の授業や児童生徒会活動を通して、いじめは絶対に許さないという集団づくりや、自己肯定感の育成に努めています。

また、気になる児童生徒がいれば家庭訪問等を行い、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員のアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めております。

以上報告とさせていただきます。

## ○会長

有難うございました。

「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止の為の取組みについて」ご説明頂きました。

皆様方の方でご質問等ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

現場を預かる校長先生でおられる阪上委員の方から、何か補足等ございましたらよろしくお願い致します。

## ○副会長

今、事務局からご説明頂いた内容と多少重複する部分があると思いますがご了承下さい。

学校現場では先程のお話にありました通り、キーワードになるのは「いじめはどここの学校でも、どの学年でも、どの子にも起こりうる事である」という認識を持たなければならないと言うことが大前提なのですが、そのアンテナをいかに高くするか子どもの状況をいかにキャッチするかと言うことが非常に大事になってきます。繰り返し各小中学校ではそういうことを校長等が折に触れ話をしているのですが、ややもすると、「ああまたか」というような感覚も無きにも非ずかなど、厳しい見方をするとそういう風を感じることもございます。実際、私が勤務している学校でもいじめが疑われる事案が昨年度発生しております。恥ずかしながら、学校・私も全く認知しておりませんでした。保護者からの訴えです。放課後グループで遊んでいる中で1人の子どもを傷つけるような事案が有りました。今思い返しましても、その保護者の訴えが無ければ我々は果たして認知出来たのだろうかという深い自戒の念がございます。

その内容ですが、小学校の高学年になりますと携帯電話の所持率が非常に高い中で、子どもどうしてのL

INEグループを使っており、その中で誹謗中傷に値するような内容が有りました。今では、3・4年生の中学年でも多くの子どもが携帯等を所持している状況でございます。調査によりますと藤井寺市の所持率は高く、携帯電話やゲーム機の使用時間も全国平均の中でも長いという結果が出ており、併せて本校は市内の中でも更に長いという結果も出ており全教職員はしっかり認知して取り組んでいかなければと思っております。

具体的な内容については申し上げられませんが、いじめに繋がるような事案に対して発生した後「解消」と判断するにはどうしたらよいのか、ただ単に時間が経過したので「解消」というと勿論そうではありません。本人・保護者がどれだけの痛みを解消できているのか、心配無く学校に登校できているのか、友だちとの関係性を保っているのかをきちんと見極めませんと「解消」とは言えない。本人の様子の観察・聞き取りも必要になります。この事案に関しては、私や教頭は勿論のこと、担任、生活指導担当も入りまして、そういう行為を行った児童に対しての指導は個別にはしますし、併せて、された児童本人に対しても複数の教職員が話を聞く等の対処をしていますが、学校としては、何故防げなかったのか、が悔やまれます。現場にいた周りの子どもたちはもちろん、関係のない子どもたちも感覚を研ぎ澄まさないといけないのではないか、そういう事案が発生しないようにする為には日常の活動はどういう風な事をしなければいけないのか、子どもたちどうしをどのように繋げていかなければいけないのかという事が重要になってくると思います。本校に限らずどこの学校でもしていることですが、よく子どもを繋ぐとか集団作りと言いますが、言葉だけでは無く本当に繋がられているのかの検証が必要になってくるのではないかと思います。

その為にも、毎学期行っているアンケートで気になる表記がある場合はもちろん、それ以外でも個別の面談を行っております。その中で子どもたちが発した言葉の中に何か引っ掛かるものが無いかというのをきちんと担任で把握した上で、何か有ればすぐに関係職員を集めて対策会議の立ち上げを行います。

また、会議だけに留まらせることなく全教職員への周知を行い学校総体で取り組まなければ、対岸の火事というように捉えてしまうと違う事案が発生してしまう事にもなりかねませんので解決に向けて丁寧に取り組んでいく必要が有るのではと思っております。

その結果として、コロナの影響も有るかと思いますが、認知件数が令和2年度は減少しましたが令和3年度は増加した要因の一つになっているのではと感じております。

重複した話にはなりますがキーワードになるのは「いじめはどこの学校でも、どの学年でも、どの子にも起こりうる事である」という意識を高く持つ事が現場として一番重要ではないかと思っております。

## ○会長

有難うございました。

阪上委員の方からSNS関係について学校現場での対応も含めてお話を頂きました。

では、次第の8「情報交換及び、質疑応答」に移らせて頂きます。

各機関等において、普段から取り組まれているいじめ防止の取り組みや対応などについて、情報交換を行いたいと思います。あわせて、SNSやインターネット上でのトラブル、誹謗中傷、いじめに関する取り組みについても、ご意見があればいただきたいと思います。

直接子どもに関わることでなくても結構ですので、コロナ禍の中での社会の変化が子ども達にも影響を与えているかと思っておりますので、そういった内容も含めてご意見を頂ければと思っております。

それでは、先ず法務局の畑山委員よろしくお願い致します。

## ○法務局

人権擁護活動の一環として、小学校で人権教室の開催、中学校で人権作文コンテストを実施しています。SNSに関しては、従前からの電話やインターネットでの「子どものSOS人権相談」に加えて、大阪では今年3月から「LINE人権相談」を始めました。これは子どもたちが一番よく使うLINEで中学生・高校生をメインに人権相談を行う取組みです。今後、いじめ事案の発見・対処という形にしていきたいと考えています。

削除依頼については、個人的な削除要請依頼を受けられるかどうかは、人権侵害に当たるかどうか、表現の自由との兼ね合いもあり上部機関とも相談の上での判断となります。具体的に「こういう機関に相談されてはどうですか」といった案内も行っています。

## ○警察

いじめの中に犯罪行為があれば、それに対して捜査・調査をして対応しています。去年・今年と学校での一方的な暴力事案で事件化したものが何件かあります。学校や親同士の話し合いの中で、対応に不満があり被害届を出され事件化したケースもございました。

学校の方で認知していないものを、学校を通さず被害届を出してきた場合、しっかりと学校と連携を取って対応すべきと思っています。

また、少年の家出や自殺志願の扱いも普段あるので、その中にいじめが潜在していないかどうか、しっかり意識をもって対応していくべきと考えております。

SNSに関しては、「子どもが使っているSNSでこんなことを言われた」というような相談があります。犯罪行為に該当すれば当然捜査をしますし、そこまでいかない場合は指導も含め学校と連携して対応できる部分是对応しています。その前段として、「非行防止教室」として小中学校を回り、その中でも最近は少しきつめにはなるが「SNS上での悪口でも犯罪になることがあるよ、捕まるよ」ということを児童生徒に指導しています。

## ○協働人権課

市の人権まちづくり協会と連携した啓発活動を昨年度も実施しました。学校現場に対しては、例年市内の小中学生を対象に「人権啓発ポスター」の募集を行っております。また、愛媛県で始まった「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、小学校の方にリボンの作成をお願いしています。このプロジェクトの趣旨は、コロナ禍において様々な偏見や差別を許さない・広げないということを目的としたものです。

いじめに関しては、人権擁護委員が小学校を回り、いじめに関するDVDを基に人権教室の開催や、花を育成して命の大切さを考える「人権の花運動」の協力を行っています。

SNSに関しては、コロナ禍の影響で集客型はできなかったが、オンラインで人権啓発活動ができたことが良かったと考えています。集客型のイベントではなくてもSNSでメディアリテラシーを学べるような啓発ができなにか考えているところです。

## ○スクールソーシャルワーカー

コロナ禍の影響で学校休校や行事の減少等によりいじめの認知件数が減っているのかもしれませんが、自身の活動においてはいじめの対応がものすごく増えていて、不登校や虐待等の対応の背景にもいじめは絡

んでいる場合が多いと感じています。その中でも単純に被害・加害と分けられないといったすごく複雑に絡んだ子どもたちの人間関係がここに反映されている気がしております。

SNSに関して、スマートフォンを持つ子どもたちの低年齢化が進んでいて、家庭でルールを決めしっかりチェックされている家庭もあれば、子どもの方が操作等に長けていて確認できない家庭もあります。チェックされている保護者の方から「うちの子こんなことを言われてる」「こんなグループがある」といったことを聞くこともあります。このあたりのことは学校の先生が見えない部分であり、各家庭にはそれぞれのルールがあることから対処しにくいだろうと感じています。事実の確認とその背景にあるものをしっかりと見ながら、被害者への支援・加害者への指導を先生方と一緒にケース会議等を通して検討している状況でございます。

#### ○スクールカウンセラー

カウンセラーとして、基本あなたは被害者なのか加害者なのかという立場で話を聞くことはないが、なんとなく被害感のある子が増えてきているのは事実で、ただそれがいじめなのかどうかというと、そこは実態がよくわからないということが多いような気がします。例えばSNSでの書き込みでは、個人を特定してしまうと自分がいじめた・悪口を言ったということになるので、見る人が見ればあの子の事とわかるような書き方をして、自分に責任が来ないように対応している。それはあなたが読んでそう思うからなのか、本当にその子がそう言っているのかと言われると非常に曖昧な感じではありますが、本人はそのことで悩んでいるというケースが増えているように思います。

なぜそう感じてしまうのかというと、自尊感情や自己肯定感が低いと、自分に対して自信があればそういうことを見たとしても対応が変わってくると思います。誰かに言われてやったとか誰かに強制されてやったとかであれば自己肯定感には繋がらないので、自分で決めて自分で実行するというのを、小さい頃からもう少しさせてあげた方がいいのではと個人的には思っています。

#### ○PTA

オンラインゲーム等では会話の内容が分からず、保護者としては心配です。子どもの方が知識が豊富で、家で制限をかけるのが難しい状況です。正直、家庭内で起きるSNSやオンラインゲームのことを学校に相談してもいいのかどうかと考えてしまいます。

また、いじめに繋がるかわからないが、支援学級在籍児童とのかかわりの中で、在籍児童への気になる発言等も耳にすることがあります。

#### ○学校代表

(PTAからの意見に関して)

家庭内でのトラブルまで学校に相談してよいものかということに関して、保護者からの相談をいただいたことによって子どもどうしの関係改善や事案の解消に向けて動くことができるので、相談していただきたいと思っています。もし訴えがなければ我々は気づかずにいたかもしれないと思うと、それは怖いところがあります。家庭で起こったから家庭の問題、学校で起こったから学校の問題というのではなく、学校と家庭がしっかり情報を共有しめざすべき方向を子ども中心に考えていかなければならないので、学校以外での事象についても相談していただければ学校としても有難いことです。

支援学級生に関してですが、どこの学校でも支援学級の担任が通常学級の方に行って、例えば「この学級

のあるいはこの学年のこの子にはこんな特性があって、こんな行動をとることがあるし、支援学級ではこんな勉強をして頑張っている」という話を年度当初にすることによって、まわりの子どもたちが支援学級に対する理解を進めています。それに加えて日々の頑張りの様子を支援学級の担任や通常学級の担任が話すことによって、その子もこの学級の友だちなんだという意識を持ってもらうようにしています。

○会長

有難うございました。

各機関の皆様方より非常に貴重なご意見を頂きました。今後、本日頂きました情報等をいじめ防止や取り組みの参考にして頂きたいと思えます。また、事務局におかれましては、本市の子どもたちの生命を守る観点からも、いただいた情報など活用していただくようお願いしておきます。

続きまして、次第の9「今後の予定」についてです。事務局宜しくお願いします。

○事務局

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。本日の内容につきましては、今後開催予定の専門委員会の中でも情報提供させていただきます。また、令和2年度までは本協議会を年複数回行っておりましたが、昨年度より年1回の開催としております。今後事務局から個別に相談させていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

○会長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和4年度第1回藤井寺市いじめ防止対策連絡協議会」を閉会といたします。

有難うございました。